



# 山形県公報

平成19年4月1日(日)

号 外(23)

## 目 次

### 企 業 局 関 係

#### 規 程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程..... 1  
 山形県企業局職員旅費規程の一部を改正する規程..... 3

## 企 業 局 関 係

### 規 程

山形県企業管理規程第17号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程(昭和29年2月県電気事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の3を次のように改める。

(管理職手当)

第2条の3 管理職手当を支給する職は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、その支給区分は、同表の中欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める支給区分とする。

組織の区分	職	支給区分
本 局	局長 局参事	1 種
	課長	3 種
	主幹	4 種
事 業 所	所長(庄内地区水道事務所長に限る。)	3 種
	所長(支給区分が3種及び5種のものを除く。) 主幹 支所長	4 種
	所長(発電所建設事務所長に限る。)	5 種

2 前項の表の中欄に掲げる職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による支給区分に応じ、それぞれ次の表の右欄に定める額とする。

職務の級	支給区分	額
8 級	1 種	94,000円

7 級	3 種	70,800円
	4 種	53,100円
6 級	3 種	66,500円
	4 種	49,900円
5 級	5 種	39,700円



第7条第1項中「第2条の3」を「第2条の3第1項」に、「支給割合の区分が特1種又は」を「支給区分が」に改め、同条第6項中「平成17年改正条例」を「山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年12月県条例第103号。以下「平成17年改正条例」という。)」に、「給料月額等及び」を「給料月額と山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年12月県条例第103号)附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額(以下「給料月額等」という。)及び」に改める。

附則第2項中「の規定により算出した」を「に規定する」に改める。

別表第1中

8 級	1 局次長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前項と同等と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務
	9 級 局長の職務

を

」

8 級	1 局長又は局参事の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前項と同等と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務
-----	---

に改める。

別表第2の口の表を次のように改める。

口 管理又は監督の地位にある職員及び割合

職 員	割 合
管理職手当の支給区分が1種に該当する職にある職員	100分の15

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年県条例第62号)第5条第1項の規定により管理職手当が支給される職員のうち、この規程による改正後の山形県企業局職員の給与の支給に関する規程(以下「新規程」という。)第2条の3の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外の職員のうち、相当区分等職員(同日において占めていた改正前の山形県企業局職員の給与の支給に関

する規程(以下「旧規程」という。)第2条の3第1項の表職の欄に掲げる職に係る同表支給割合の欄に定める支給割合の区分(以下「旧区分」という。)より低い支給割合の区分に相当する新規程第2条の3第1項の表支給区分の欄に定める支給区分(以下「支給区分」という。)に対応する同表職の欄に掲げる職を占める職員(以下「下位区分相当職員」という。)以外の職員をいう。第3号において同じ。)同日にその者が受けていた管理職手当の額

- (2) 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外の職員のうち、下位区分相当職員 同日に旧区分より低い支給割合の区分に相当する支給区分を旧規程第2条の3第1項の支給割合の区分とみなして旧規程第2条の3の規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (3) 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員のうち、相当区分等職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (4) 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員のうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い支給割合の区分に相当する支給区分を旧規程第2条の3第1項の支給割合の区分とみなして旧規程第2条の3の規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (5) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける者その他企業管理者の定めるこれらに準ずるものであった者から人事交流等により引き続き新たに企業局の企業職員となった者 前各号の規定に準じて企業管理者の定める額

山形県企業管理規程第18号

山形県企業局職員旅費支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日

山形県企業管理者 遠藤 克二

山形県企業局職員旅費支給規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員旅費支給規程(昭和41年12月県企業管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中 「長井市、西村山郡朝日町、西置賜郡小国町及び同郡飯豊町」 を 「西村山郡西川町及び同郡朝日町」 に、

「南部地区発電建設事務所」 を 「発電所建設事務所」 に改め、同表北部発電管理事務所の項中「東

田川郡朝日村」を「東田川郡櫛引町、同郡朝日村」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成19年4月1日印刷  
平成19年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056